

事務連絡
令和6年4月12日

公益社団法人 日本看護協会 御中

厚生労働省医政局看護課

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第9条の
施行期日について

標記について、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）において改正がなされ、施行期日については、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行とされていたところです。

今般、整備法の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第168号）が公布され、下記及び別添通知に記載のとおり、施行期日は令和6年5月27日となりましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

施行期日：令和6年5月27日



医政発 0412 第 29 号
令和 6 年 4 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の
施行期日を定める政令の公布について (通知)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令 (令和 6 年政令第 168 号) が本日付けで公布されました。

同令の内容と、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和 3 年法律第 37 号。以下「整備法」という。) のうち今回施行期日を定める看護師等の人材確保の促進に関する法律 (平成 4 年法律第 86 号) に係る改正内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市区町村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令の内容

整備法附則第 1 条第 10 号に掲げる規定の施行期日は、令和 6 年 5 月 27 日とする。

第 2 整備法のうち今回施行期日を定める看護師等の人材確保の促進に関する法律に係る改正内容

潜在看護師等に対する支援のために、国が保有する看護師等の情報について、本人の同意を条件として、都道府県及び都道府県ナースセンターとの共有を可能とすること。
(看護師等の人材確保の促進に関する法律第 9 条関係)